

令和7年岩見沢市議会第2回臨時会

新 旧 対 照 表

報 告 第 1 号

報告第1号 岩見沢市税条例新旧対照表

No. 1

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p><u>(公示送達)</u></p> <p>第17条 法第20条の2の規定による公示送達は、岩見沢市公告式条例（昭和18年条例第1号）に定める掲示場に掲示して行うものとする。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第27条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項<u>その他地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u>に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>5及び6 略</p> <p>(所得控除)</p> <p>第27条の3 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済</p> | <p><u>(公示送達)</u></p> <p>第17条 法第20条の2の規定による公示送達は、公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を岩見沢市公告式条例（昭和18年条例第1号）に定める掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第27条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項<u>その他施行規則</u>に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>5及び6 略</p> <p>(所得控除)</p> <p>第27条の3 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済</p> |

報告第1号 岩見沢市税条例新旧対照表

No. 2

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第29条の2 第18条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しく</p> | <p>等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第29条の2 第18条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、<u>法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の3の2第1項第3号及び第29条の3の3第1項において同じ。）</u></p> |

報告第1号 岩見沢市税条例新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>は雑損失の金額の控除若しくは第27条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第19条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～8 略</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第18条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第29条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項</p> | <p>（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第27条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第19条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～8 略</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第18条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第29条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項</p> |

報告第1号 岩見沢市税条例新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) 扶養親族の氏名</p> <p>(4) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第29条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第36条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初</p> | <p>に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) 扶養親族又は<u>特定親族</u>の氏名</p> <p>(4) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第29条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第36条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）<u>若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）</u>を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第2</p> |

報告第1号 岩見沢市税条例新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 扶養親族の氏名</p> <p>(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第70条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、<u>原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車</u>(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</p> <p>2 略</p> <p>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に<u>軽自動車税</u>を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第72条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> | <p>03条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 扶養親族又は<u>特定親族</u>の氏名</p> <p>(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第70条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、<u>軽自動車等</u>(<u>法第442条第1項第3号に規定する軽自動車等をいう。以下軽自動車税について同じ。</u>)に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</p> <p>2 略</p> <p>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第72条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> |

報告第1号 岩見沢市税条例新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>エ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)及び(3) 略 (種別割の申告又は報告)</p> <p>第75条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は</p> | <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ウ及びオ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの（<u>ウ</u>に掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p><u>ウ</u> 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p><u>エ</u> 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（<u>ウ</u>に掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p><u>オ</u> 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)及び(3) 略 (種別割の申告又は報告)</p> <p>第75条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は</p> |

報告第1号 岩見沢市税条例新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。<u>その申告した事項に異動が生じた場合においても、また同様とする。</u></p> <p>2 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、<u>軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>軽自動車税（軽自動車及び2輪の小型自動車を除く。）の納税義務者は、市において標識の型式を改めた場合は、市長の定めるところにより申告書を提出し標識の交付を受けなければならない。</u></p> <p>4 略 (1)～(5) 略</p> | <p>使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</u></p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、<u>軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>4 略 (1)～(5) 略</p> |

報告第1号 岩見沢市税条例新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第78条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された<u>身体障害者又は身体障害者等</u>と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> | <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第78条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された<u>身体障害者若しくは身体障害者等</u>と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の<u>特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)</u>が記録された<u>免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)</u>を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> |

報告第1号 岩見沢市税条例新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</u></p> <p>(6) 略</p> <p><u>3</u> 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>4</u> 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。</p> <p>附 則 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2～11 略</p> | <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</u></p> <p>(6) 略</p> <p><u>3</u> <u>前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u></p> <p><u>4</u> 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>5</u> 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。</p> <p>附 則 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2～11 略</p> |

報告第1号 岩見沢市税条例新旧対照表

No.10

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>1.2 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>1.3 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供す</p> | <p><u>1.2 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u></p> <p>1.3 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>1.4 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供す</p> |

報告第1号 岩見沢市税条例新旧対照表

No. 1 1

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>る施設である旨を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>第17条 削除</p> | <p>る施設である旨を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 <u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u></p> <p>第17条 令和8年4月1日以後に第81条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第81条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第82条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第83条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第81条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。</p> <p>(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法</p> <p>(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式</p> |

報告第1号 岩見沢市税条例新旧対照表

No.12

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例) 第18条の2の4 市長は、当分の間、第71条の8の規定にかかわらず、北海道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市</p> | <p><u>たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法</u></p> <p>2 <u>前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるものの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>4 <u>第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第82条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> <u>(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第82条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u></p> <p>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例) 第18条の2の4 市長は、当分の間、第71条の8の規定にかかわらず、北海道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市</p> |

報告第1号 岩見沢市税条例新旧対照表

No.13

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</p> <p>(<u>軽自動車税の環境性能割の非課税、課税免除及び減免の特例</u>)</p> <p>第19条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>第19条の3 略</p> <p>第19条の4 <u>市長は、当分の間、第71条の8の規定にかかわらず、北海道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、北海道における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u></p> <p>第20条 略</p> | <p>長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、<u>北海道における自動車税の環境性能割の減免の例により</u>、軽自動車税の環境性能割を減免する。</p> <p>(<u>軽自動車税の環境性能割の非課税及び課税免除の特例</u>)</p> <p>第19条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>第19条の3 略</p> <p>第20条 略</p> |